

第10表 家事渉外事件の事件別新受件数—全家庭裁判所

事 件	件 数
<b>総 数</b>	<b>7 470</b>
<b>審 判 事 件</b>	<b>4 149</b>
<b>甲 類</b>	<b>3 492</b>
後見開始の審判及びその取消し(甲1)	86
保佐開始の審判・取消しなど(甲2)	7
補助開始の審判・取消しなど(甲2の2)	5
不在者の財産の管理に関する処分(甲3)	133
失踪の宣告及びその取消し(甲4)	40
養子をするについての許可(甲7)	566
特別養子縁組の成立及びその離縁に関する処分(甲8の2)	35
特別代理人の選任(利益相反行為)(甲10)	99
後見人等の選任(甲14)	28
相続の限定承認の申述受理(甲26)	33
相続の放棄の申述の受理(甲29)	1 639
相続財産管理人選任等(相続人不分明)(甲32)	43
遺言書の検認(甲34)	38
遺言執行者の選任(甲35)	10
任意後見契約に関する法律関係	3
戸籍法による氏の変更についての許可	82
戸籍法による名の変更についての許可	87
就籍についての許可	13
戸籍の訂正についての許可	54
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条2項の事件	232
その他	259
<b>乙 類</b>	<b>657</b>
婚姻費用の分担(乙3)	75
子の監護者の指定その他の処分(乙4)	280
財産の分与に関する処分(乙5)	8
親権者の指定又は変更(乙7)	166
扶養に関する処分(乙8)	26
寄与分を定める処分(乙9の2)	13
遺産の分割に関する処分(乙10)	59
その他	30
<b>調 停 事 件</b>	<b>3 321</b>
<b>乙 類</b>	<b>1 013</b>
婚姻費用の分担(乙3)	174
子の監護者の指定その他の処分(乙4)	497
財産の分与に関する処分(乙5)	16
親権者の指定又は変更(乙7)	235
扶養に関する処分(乙8)	6
寄与分を定める処分(乙9の2)	1
遺産の分割に関する処分(乙10)	69
その他	15
<b>乙 類 以 外</b>	<b>2 308</b>
婚姻中の夫婦間の事件	1 678
家事審法23条に掲げる事項	427
その他	203

(注) この表は前掲3, 4表の内数表である。

家事渉外事件とは家事審判, 調停事件のうち, 申立人, 相手方, 事件本人, 参加人, 被相続人, 遺言者などの全部又は一部が外国人である事件をいう。

第11表 家事特別抗告事件の原裁判所別受付，既済，未済手続別件数—最高裁判所

原裁判所 (高等裁判所)	受 付			既 済							未 済
	総 数	旧 受	新 受	総 数	決 定				取 下 げ	そ の 他	
					棄 却	却 下	移 送	破 棄			
<b>総 数</b>	<b>195</b>	<b>17</b>	<b>178</b>	<b>185</b>	<b>175</b>	<b>6</b>	-	<b>1</b>	<b>3</b>	-	<b>10</b>
東 京	65	4	61	58	52	2	-	1	3	-	7
大 阪	47	4	43	46	44	2	-	-	-	-	1
名 古 屋	21	4	17	21	21	-	-	-	-	-	-
広 島	10	2	8	8	8	-	-	-	-	-	2
福 岡	26	2	24	26	25	1	-	-	-	-	-
仙 台	12	1	11	12	11	1	-	-	-	-	-
札 幌	3	-	3	3	3	-	-	-	-	-	-
高 松	11	-	11	11	11	-	-	-	-	-	-

(注) この表は最高裁判所で取り扱った特別抗告事件のうち，家庭裁判所を原審とする事件についての表である。

第12表 家事抗告事件の新受，既済，未済手続別件数—高等裁判所別

高 等 裁 判 所	新 受	既 済									未 済
		総 数	却 下	棄 却	取 消 し		移 送	命 令	取 下 げ	そ の 他	
					自 判	差 戻し					
<b>総 数</b>	<b>2 018</b>	<b>2 033</b>	<b>47</b>	<b>1 416</b>	<b>390</b>	<b>32</b>	<b>14</b>	<b>7</b>	<b>106</b>	<b>21</b>	<b>588</b>
東 京	679	684	18	519	91	11	6	2	33	4	161
大 阪	505	518	20	314	134	6	1	1	37	5	225
名 古 屋	197	199	3	144	31	2	4	-	12	3	61
広 島	160	178	1	119	43	5	-	-	6	4	48
福 岡	211	196	4	140	34	5	1	1	9	2	43
仙 台	111	112	-	89	19	-	-	-	3	1	9
札 幌	85	65	-	42	11	-	2	3	5	2	33
高 松	70	81	1	49	27	3	-	-	1	-	8

(注) この表は高等裁判所で取り扱った民事抗告事件のうち，家庭裁判所を原審とする事件についての表である。